

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

十和田市長 小山田 久

市町村名 (市町村コード)	十和田市 (206)
地域名 (地域内農業集落名)	深持地区 (羽立、小田、深持、晴山、長根尻、梅上り、板ノ沢、豊栄、七郷2、元町2、矢神2、森田野2、茶屋2)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月18日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

米、野菜、畜産をバランス良く組み合わせた複合経営が多い地区である。飼料用となる米の作付けが多い。一部の畜産農家、野菜農家では大規模化が進められている。担い手が多い地区だが全体として高齢化や兼業化が進んでいるため、今後は農地バンクを活用し、高齢農業者等から担い手への農地集積を図りながら農地の有効活用を進め、新たな耕作放棄地の発生を防ぐ。担い手は多いものの地域の高齢化が進んでいるため、どのように若い後継者を確保するかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、野菜(主要品目であるにんにく、ながいも、ごぼう、ねぎ)、畜産をバランス良く組み合わせた複合経営を継続していく。地域の状況を見ながら、有機栽培や減農薬栽培に取り組んでいく。農業者の高齢化に対応するため、農作業の効率化を目指しスマート農業を積極的に導入していく。担い手を中心に農地の集積・集約化を進めるほか、地域の内外から多様な経営体の新規参入を促していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,611.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,611.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和6年11月18日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・十和田市大字深持字若狭169-72 304.67m² 地図②
- ・十和田市大字深持字若狭169-73 10.5m² 地図②

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、農地利用最適化推進委員等と連携して農地バンクを通じて取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地バンクに貸し付ける。担い手の分散錯園を解消するため利用権を交換しようとする人も同じく、原則として農地バンクを活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
未定
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体の新規参入を促し、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化のため、必要に応じてJA十和田おいらせや他事業体へ農作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害を未然に防ぐため、地域内で連携して被害対策を講じていく。
- ②地域の状況を見ながら、有機栽培や減農薬栽培に取り組んでいく。
- ③農業者の高齢化に対応するため、農作業の効率化を目指しスマート農業を積極的に導入していく。
- ④水田としての利用を行わない田は計画的に畠地化に取り組む。
- ⑤果樹栽培に取り組むことで収益性の向上を図る。
- ⑥資源作物等の作付けを行うことで、新たな需要に対応していく。
- ⑦農業上の利用が難しい農地は、適切に保全・管理を図っていく。
- ⑧経営規模の拡大を目指す経営体においては、農業用施設の増棟を検討する。
- ⑨耕畜連携を継続して実施することで、持続可能な農業経営を実施する。